

平成 30 年度第 1 回
千葉県青少年問題協議会
議事録

平成 30 年度第 1 回

千葉県青少年問題協議会

日 時 平成 30 年 8 月 28 日 (火) 午後 2 時から 3 時 55 分まで
場 所 千葉県庁本庁舎 5 階大会議室
出席者数 9 名
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、白崎けい子委員、鈴木衛委員、
村上真悠子委員、宮川朱実委員、木名瀬訓光委員、鈴木國夫委員、
三部ミヨ子委員

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ (玉田環境生活部長)
- 3 議 事
 - (1) 第 2 次千葉県青少年総合プランの平成 29 年度事業に係る評価について
 - (2) 第 3 次千葉県青少年総合プランの進行管理・評価の方法について
- 4 報告事項
 - (1) 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」について
 - (2) 青少年ネット被害防止対策事業 (ネットパトロール) について
- 5 その他
- 6 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員 12 名のうち 9 名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、玉田環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

(あいさつ)

～ 新委員紹介 ～

【司会】

本年度新たに就任されました委員を御紹介いたします。

千葉県議会議員を代表いたしまして、環境生活警察常任委員会委員長鈴木衛委員でございます。

家庭裁判所の職員を代表いたしまして、千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官村上真悠子委員でございます。

なお、昨年度まで（公財）千葉県青少年協会の代表として委員に就任いただいでおりました重政子様におかれましては、同協会の解散に伴い、3月末に退任されましたことを報告いたします。

なお、玉田部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

～ 議長の選出、議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、以降の進行は、貞廣会長にお願いしたいと思います。

【議長】

それでは、進めさせていただきます。議事に入る前に、本会議の議事録署名人

を決めたいと思います。議事録署名人は私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議長】

嶋崎委員と三部委員にお願いしてよろしいでしょうか。

(了承)

【議長】

お二方、よろしくお願ひいたします。

～ 議事（１）第２次千葉県青少年総合プランの
平成 29 年度事業に係る評価について ～

【議長】

それでは、議事（１）の「第２次千葉県青少年総合プランの平成 29 年度事業に係る評価について」に進みます。本日は、委員と事業担当課との意見交換を予定しています。では、概要について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料 1-1 をご覧ください。平成 29 年度第 2 次千葉県青少年総合プランの評価は、重点方策の 68 事業について、事前に委員の皆様へ御意見をお伺いしたところ、40 事業について御意見をいただきました。事業ごとの御意見及び担当課の回答は参考資料「平成 29 年度事業評価シートに対する委員意見一覧」のとおりです。本日は時間に限りもございますので、資料 1-2 の 9 事業について意見交換をお願いしたいと思います。

【議長】

それでは、事業番号 3 「ちばっ子『学力向上』総合プラン」について、事業の概要説明と、委員の御意見への回答をお願いします。

【教育庁学習指導課】

このたび、「ちばっ子『学力向上』総合プラン」につきまして 3 名の委員から御意見をいただきました。事業の概要説明と委員意見への回答をさせていただきます。追加でお配りいたしました資料をご覧くださいとわかりやすいと思いますのでよろしくお願いいたします。

「ちばっ子『学力向上』総合プラン」ですが、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」に基づき、5 つのアクションを展開するものです。具体的に

申しますと、「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」「授業力の向上による学びの深化」「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」「信頼される質の高い教員の育成」の5つの視点により、26の事業がございます。これらを展開することにより、県内の児童生徒の学力の向上を目指すものです。

委員の皆様から三つの御意見をいただいております。

まず、一つ目が「親の年収や学歴が子どもの学力に影響しているといわれていますが、一方規則正しい生活習慣のある子どもの成績も良好だともいいます。学校の役割も大きいので、本事業で成果を挙げられている県の取り組みに期待します。」という御意見ですが、こちらは「お兄さん、お姉さんと学ぼう」事業のことだと思われまます。そして、「『お兄さん、お姉さんと学ぼう』は一人っ子の多い時代に適切な事業だと思いますが、小・中学校何校くらいで実施されているのでしょうか。」という御質問をいただきました。こちらにつきましては、平成30年5月現在、高等学校の実施校は、14校となります。そして、事業を実施している小学校は73校、中学校は32校です。なお、特別支援学校は1校、幼稚園は1園、保育園は6園で実施しています。今後も、高校生のキャリア教育の充実及び小・中学生等の学ぶ意欲の向上のために、本事業を推進していきたいと考えています。

二つ目として、本事業についてすばらしいという御意見をいただいております。今後も、評価・改善を進め、よりよいプランとなるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目に、「子どもたちの学力向上や意欲の向上に、まず、“どの子もわかる授業”を試みてはいかがでしょうか。」という御意見をいただきました。こちらはアクション3になりますが、「ちばっ子の学び変革推進事業」がございます。こちらは、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を通して、これからの時代に生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するための効果的な指導法について明らかにし、その成果を普及することで、県内の教員の授業力の向上に努めてまいりたいと考えています。

【議長】

ありがとうございました。

担当課からの説明・回答を踏まえまして、委員皆様から御意見はございますか。他の委員の御意見をご覧になって、もしくは担当課の説明・回答を聞いた上での御意見もお願いします。

最後に改めて全体を通して、御意見を伺いますので、今時点でないようでしたら、次の事業にまいります。事業番号18「消費者教育啓発事業」についてお願いします。

【くらし安全推進課】

「消費者教育啓発事業」は、消費者教育の推進のため各種啓発事業、講座の開催、研修の実施などを行っているものです。特に若者に対しましては、学校における消費者教育の推進や自立支援講座として学校への出前講座を実施しております。事業の実施結果につきましては、資料4ページに記載のとおりです。学校で実効性のある消費者教育を実施していただく一助とするため、高校3年生を対象に消費者教育啓発教材を配付しています。こうした取組により、ライフステージに応じた消費者教育を推進しておりますが、成人年齢の引き下げがこのたび決まりまして、若年者への消費者教育は喫緊の課題になっていると認識しています。委員からも「消費者教育は喫緊の課題である。」との御意見をいただいているところであり、今後も各ライフステージに応じた消費者教育が実効性のあるものとなるよう、学校をはじめとした関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

【議長】

ありがとうございました。

担当課からの説明・回答を踏まえ、委員皆様から御意見を申し上げます。

【委員】

成人年齢の引き下げを踏まえ、学校において金銭教育を実施し、啓発を行っているとのことですが、具体的にどのような事業を行っているのですか。

【くらし安全推進課】

金銭教育については、金融広報委員会がございまして、事務局はくらし安全推進課にあります。同委員会において学校に講師を派遣しての出前講座や、研究校を指定して金銭教育を実施しているところです。同委員会と連携し、小学校の段階からの金銭教育・消費者教育を推進していきます。

【委員】

成人年齢の引き下げがスピーディーに決まったところがあり、実際に成人年齢が引き下げとなる年齢層の方は、特に色々な問題が生じる恐れがあります。この年齢層への消費者教育が重要だと思われませんが、どのような対応を考えているのですか。

【くらし安全推進課】

2022年に成人年齢が18歳に引き下げられるということで、今の中学生の方から18歳で成人となります。そうしたことから、中学生、高校生の消費者教育は喫緊の課題であり、国においても同様の認識です。学校教育の中でも、中学校、高

等学校の消費者教育を充実させていくということで学習指導要領の見直しを行っているところであり、くらし安全推進課といたしましても、学校において実践的な消費者教育がなされるよう、出前講座の実施や消費者教育教材の配付等、学校と連携した取組を推進していきたいと考えています。

【委員】

時期が迫っておりますので、学校を通じた推進が効果的だと思われます。より多く子どもたちが社会の中で事故に遭うことがないように、当然保護者にも負担がいくことが予想されますので、そうしたことも範疇に入れながら、千葉県下全域でこの事業を実施していただきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございました。

制度の変わり目であり、喫緊の課題として取り組んでほしいという御意見でございました。私も大学でもしっかり指導していく必要があると考えています。

他に御意見はありますか。

ないようでしたら、次は、事業番号 26「さわやかちば県民プラザ交流事業」ですが、担当者の都合により最後といたしますので、事業番号 44「子ども・若者育成支援推進事業」についてお願いします。

【県民生活・文化課】

このたび、「子ども・若者育成支援推進事業」につきまして、延べ5名の委員から御意見をいただきました。

まず、44-1ですが、ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対して、効果的かつ円滑な支援を実施するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、各機関の取組の情報交換や支援の充実に向けた検討を行うものとなっています。

昨年度は、代表者会議を1回、担当者会議を2回実施し、第3次千葉県青少年総合プランの策定について（困難を有する子ども・若者に関する施策の検討）、千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化、地域における子ども・若者支援のネットワークづくり等について検討いたしました。

また、人材育成研修は、「官民連携のネットワーク支援～縦の支援と横の支援について～」というテーマで、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターから講師をお招きし、実施しました。

今年度の本協議会の取組につきましては、関係機関の連携した取組の一層の推進を図るため平成27年度に本協議会で作成した「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」等の改訂を行うことになっています。また、人材育成研修は、アウトリーチ型（訪問型）支援の充実をテーマ

として実施する予定です。

委員からの御意見は二ついただいております、一つ目は、「アウトリーチは佐賀県で大きな成果を上げています。そのノウハウについて、関係者が研修できる機会が必要です。」というもの、二つ目は、「重要な事業なのでさらなる充実が求められます。」というものです。

人材育成研修につきましては、県内外の先進的な取組について取り上げ、子ども・若者に対する相談・支援業務に携わる方々が問題に適切に対応できるよう人材の育成を図ってまいります。また、佐賀県の取組についても、情報収集を行い、関係機関で共有を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、44-2 ですが、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営に係るもので、ニート・ひきこもり・不登校など子ども・若者（概ね39歳まで）及びその家族等からの様々な悩みを、専門の相談員が聞き、助言や必要な情報の提供、適切な支援機関の紹介を行う事業となっています。

平成29年度の予算額、決算額が前年度に比べ、500万円ほど増えておりますが、これまで電話相談のみを実施しておりましたが、面接相談を開始したことによる費用となります。事業の実施結果ですが、平成29年度は、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」において、1,313件の相談に対応しました。そのうち、昨年度から開始した面接相談は238件となっています。また、保護者向け勉強会及び関係機関向け連絡会議を年6回実施しました。

今後の方向性ですが、平成30年度より千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」において「若者を対象とした支援プログラム」を開始しております。適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている義務教育終了後から30歳前後までの若者が、生活リズムを見直し、復学や適切な支援機関の利用など自立に向けて動き始められるよう支援するものとなっています。

委員からの御意見のうち、一つ目の「担当者の皆さまが熱心に活動されている様子が分かります。SNS相談事業等は、連携・協働が必要となってきます。今後の検討を願います。」と二つ目の「LINEによる相談窓口も設けてはどうか。ニーズは高いと思われます。」については、まとめて回答させていただきます。千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」における対応業務としては、これまで電話相談のみであったところ平成29年度から面接相談を開始するなど、相談体制の強化を行ってきたところです。SNSを活用した相談については、必要性や安全性等を考慮するとともに、他県の状況等、情報収集に努めてまいりたいと考えています。

また、三つ目の御意見「計画番号46と共に不登校や引きこもりの若者への支援を、保護者も含めた支援になるように推進していただきたい。」につきましては、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」では、子ども・若者のみならず、その保護者等からの相談についても対応しております。特に、面接

相談では、本人と保護者との合同面接を行ったり、本人と保護者それぞれと面接を行ったりするなど、より効果的な支援となるよう工夫しているところです。

【議長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様から追加の御意見いかがでしょうか。

【委員】

評価シートを拝見して、いつもとても頑張っている様子を感じているのですが、ただ二点ほど新たな視点を加えた方がよいと感じておりましたので発言させていただきます。

ひきこもりの高年齢化が問題となっており、青少年担当課（県民生活・文化課）の所管ではないかもしれませんが、いわゆる 8050 問題があります。80 代の親が 50 代の子を面倒みなければならないという状況の中で、この事業については、もっと県民全体を見渡した観点がこれから必要になっていくというのが一つ目です。

二つ目としては、「ヤングケア」という言葉がございますが、私も現実に遭遇いたしました。小学校 5 年生の子がおばあちゃんの介護をしないではいけないう状況で学校を休むなど、若い子どもたちがケアする立場にならなくてはならない問題です。こうした子どもたちも、支援が必要な子どもとして加えていただきたいと考えています。

最後に一言、佐賀県の大きな成果については、内閣府の研修で発表があったのですが、一つの課がやっているのではなく、県庁の色々な課が合同で取り組んでいる壮大なスケールのもので、その辺りをぜひ参考にいただければと思います。

【議長】

ありがとうございました。ただいまの御意見について、担当課から何かございますか。

【県民生活・文化課】

御意見をいただき、ありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、関係課と連携を図り、これからも本事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【議長】

他に御意見はございますか。

【委員】

私は、4月に他県から千葉家庭裁判所に赴任し、このたび青少年問題協議会の委員になりまして、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を知りました。

少年事件などを担当しておりまして、ひきこもりのような状態の方もけっこうおりまして、どのように対応していったらよいか問題意識を持っています。

中学生ぐらいからひきこもっている方もいるのですが、学校は「ライトハウスちば」を知っていて、そこから連絡が入るということもあるのでしょうか。この相談窓口の周知方法を教えてください。

【県民生活・文化課】

リーフレットやポスターを毎年作成し、市町村や関係機関のほか、各学校にも配布させていただいております。

学校からの案内で、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」に相談があるケースもかなりあると聞いています。

【議長】

新しい相談窓口は、お互いのアンテナが一致しないと伝わらない場合もあるかと思しますので、一層の周知をお願いしたいと思います。

【県民生活・文化課】

千葉家庭裁判所は、千葉県子ども・若者支援協議会の構成機関にもなっており、今後とも連携をとりながら事業の推進を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【議長】

他の御意見はございませんか。ないようでしたら次の事業に進みます。

事業番号 49「不登校対策推進校の指定」についてお願いします。

【教育庁児童生徒課】

このたび、「不登校対策推進校の指定」事業につきまして、3名の委員から御意見をいただいております。

まず、事業の概要ですが、学校内に不登校児童生徒を支援する教室を設置いたしまして、実践的な活動等を通して不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、児童生徒支援（不登校）加配教員1名を推進校に配置しています。なお、昨年度は125校を指定し、加配しておりました。

委員からの御意見への回答ですが、「不登校は多様な要因が背景にあります。『不登校は休養』という言葉が一人歩きをして、学校等が取組に消極的になるこ

とのないよう望みます。」という御意見に回答します。不登校対策推進校には、年度末の報告書だけでなく、7月末、12月末にも支援教室の活用状況の報告を依頼し、状況に応じて指導、助言しています。今後も支援教室の積極的な活用を促していき、学校が個々に応じた支援をしていくようにしていきたいと考えています。

次に「校内に適応指導教室が設置されたことは、不登校の生徒にとって登校しやすいと思います。」という御意見に回答します。学級に入りづらかった生徒が、支援教室を活用しながら少しずつ教室での活動時間を増やしたり、全く学校に来ていなかった不登校の生徒が支援教室には登校できるようになったりしています。今後も支援教室の積極的な活用を促していきたいと思います。

最後に「加配教員には必ず不登校に関する研修を義務づけてはどうでしょうか。」という御意見に回答します。支援教室担当教員には、各教育事務所の実態に応じて、教育相談に関する協議会等への参加を依頼しているところです。

【議長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様から追加の御意見いかがでしょうか。

ないようでしたら私から一点お伺いします。この事業は、予算内訳が記載されていないのですが、県の単費で実施されているのでしょうか。

【教育庁児童生徒課】

教職員の配置につきましては、教職員課で実施しております。詳しいことはお答えできないのですが、連携して実施しております。

【議長】

少なくとも、県の単費で加配しているということではないのですか。

大変成果が上がっている事業だと思われますので、ぜひ予算を確保していただき、一人でも二人でも支援できればと思ひまして質問させていただきました。

【委員】

不登校の家庭に民生委員が入っていけないということで困っています。学校からプライバシーの問題で不登校であることを教えていただけない場合があります。小さい頃からしばしば父親から外に出されていて虐待が疑われた事例や母子家庭で家庭状況を把握しにくい事例がありました。また、上の子が不登校ぎみだった家庭において一番下の子が不登校になった際に、親が学校に行かないなら仕方ないという考え方で、対応に困ることもありました。親が問題意識を持たないとそれ以上は踏み込めないということがあり、不登校の問題は非常に難しいと感じています。

【議長】

学校と福祉領域の連携が上手くいっている地域もあるのですが、経験値がなく手を取り合っていないところもあるようで、ぜひ教育の担当課と福祉の担当課で連携していただき、先ほど嶋崎委員より役所全体で総合的に頑張っているという話がありましたが、この事業単独でというわけではありませんが、そういった形でお願いできたらと思います。

【委員】

校長先生をはじめ一生懸命努力してくださっていることも、私たちも見ていてわかります。何かあればお互いに声かけをして、もう一步踏み込めていけたらよいと思っています。

【議長】

他に御意見はありませんか。

【委員】

会長への質問なのですが、先ほど事業の財源の話がされましたが、財源内訳に丸がついているのであれば県単なのでしょうか。

【議長】

県単という欄の下に丸がある事業が県単事業です。

県単でない場合には、例えば4ページですと一般財源と国庫の内訳が記載されています。

【事務局】

県単事業であるかを明記している理由ですが、数年前の当協議会で当時の委員より「県単独で予算措置をしている事業については、青少年への思いが県として表れている事業であるはずだから明らかにしてほしい。」という御意見がございまして、それを踏まえ現在のシートとなっています。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

大変いい表示だと思います。本気で力を入れているところは、県単独予算でもしっかり対応していくということがわかります。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。事業番号56「ちば地域若者サポートステーション事業」についてお願いします。

【雇用労働課】

このたび、「ちば地域若者サポートステーション事業」について2名の委員から御意見をいただきました。事業の概要と委員意見への回答をさせていただきます。

まず、事業の概要ですが、9ページをご覧ください。事業内容はそこに記載しておりますが、加えて説明させていただきます。ちば地域若者サポートステーションは、厚生労働省の委託事業として平成18年10月に開設され、個別的な相談により各人の置かれた状況を把握するとともに、働く意欲の向上やキャリア開発を図るためのプログラムを実施し、若年無業者の就労を支援しています。また、若者の自立支援を実施している機関・団体と地域若者サポートステーション間のネットワークの構築及びその活用の充実を図るため、平成21年3月に千葉県若者自立支援ネットワーク協議会を設置し、より適した支援が行えるよう連携を図っています。

委員の皆様からは、事業効果、保護者セミナーの実施、ハローワークとの連携強化、情報の周知等について御意見をいただきました。

ちば地域若者サポートステーション事業の実施結果は、平成29年度の新規登録者は197人、進路決定者が80人、相談件数は延べ3,301件、プログラム参加者数は延べ8,651人となっています。平成18年度の開設時から昨年度(29年度)末までの新規登録者は3,203人、進路決定者が1,392人、相談件数は延べ22,754件、プログラム参加者数は延べ57,831人となっています。保護者セミナーの実施については、平成29年度は、千葉市、八千代市、四街道市、習志野市、八街市の5市において計13回の実施、今年度についても同5市において12回の実施を計画しています。

ハローワークとの連携につきましては、一つ目としてサポステ担当者の同行によるハローワークによる就職支援、二つ目として職業体験プログラム事業の開拓に向けたハローワークとの情報交換、三つ目としてハローワークにおける月3回の定期的な出張相談、四つ目としてハローワークとの共催による合同就職説明会の実施等に取り組み、正規就労者の増加に努めてまいります。

事業の周知については、パンフレットの配架、ホームページの充実、保護者セミナーの開催や広報誌への掲載依頼、教育機関関係会議における周知を行い、より多くの若者がアクセスできるよう情報の周知に努めてまいります。

今後も、関係機関との連携を図り、サポステ事業の推進に努めてまいります。

【議長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様から追加の御意見いかがでしょうか。大変重要な事業だと思います。県単独で、760万円ほどの予算を計上されています。

ないようであれば、次に進みます。事業番号 61「千葉県奨学金貸付事業」についてお願いします。

【教育庁財務課】

「千葉県奨学金貸付事業」について、委員より三つの御意見をいただいておりますので、事業の概要と委員意見への回答させていただきます。

千葉県奨学金貸付につきましては、経済的な理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内で、学資を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることで、優秀な人材を育成することを目的としています。対象者は、国公立及び私立の高等学校（専攻科を含む）、専修学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等科に在籍する者となっています。貸付金額は、国公立の生徒が1万円または2万円、私立の生徒が1万円または2万円または3万円となっています。返還につきましては、貸し付けた金額の総額にもよりますが、10年、12年、14年となっています。

次に、委員からの御意見とその回答をいたしたいと思います。一つ目が、「奨学金の返還金滞納が問題となっていますが、滞納者数の多さに驚きです。返還義務の周知徹底と滞納者への督促強化を期待します。」というのですが、返還義務の周知については、貸付募集の際の募集要項に記載すると共に、担当職員から借受者へ直接説明を実施しておりますが、今後も徹底していきます。督促強化については、債権回収業者への回収業務の委託を実施すると共に、委託対象外の滞納者については、文書、電話及び訪問での催告を実施していきたいと思っています。

二つ目の計画番号 58「生活福祉資金（教育支援資金）貸付事業」との違いは何でしょうかという御質問ですが、生活福祉資金（教育支援資金）貸付事業は、市町村社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯（市町村民税非課税程度）で高校・大学等に就学する者に対して、月 65,000 円以内の資金を無利子で貸し付けるものです。また、就学支度費（入学金等）の貸付も行っていますが、原則として、千葉県奨学資金貸付事業等、他の貸付制度を利用した上で、不足分について利用することとなります。千葉県奨学資金貸付事業は、県教育庁が窓口となり、一定の基準額以下の世帯で高校等に就学する者に対して、月1万円～3万円（自宅通学の場合）の奨学資金を無利子で貸し付けるものです。それぞれの制度では、高校卒業後（大学・専門学校等）の就学者を対象とするか否か、貸付ができる世帯の所得額の要件及び貸付額が異なります。

三つ目が「返還不要な、給付制のものを増やしてはどうか。東京都の制度に少しでも近づけるべきと考えます。」という御意見ですが、県では、低所得世帯向けに「奨学のための給付金」を実施しており、毎年度給付額の増額を実施しているところです。また、奨学資金貸付金については、貸付終了者からの返還金を次の貸付原資としており、県の一般会計からの繰り入れは受けていないことから、

給付型とした場合、制度の持続的な運用ができないため、給付型への移行は困難となっております。

【議長】

ありがとうございました。

委員の皆様、追加の御意見や今の説明への御質問はいかがでしょうか。

【委員】

先ほどの説明ですと奨学金の金額はそれほど大きくないと思われるのですが、事業の利用者が2,000名ほどの中、滞納者が928名ということで、滞納金のごとが問題となっていると評価シートに記載してあり、委員から「返還義務の周知徹底と滞納者への督促強化を期待します。」という意見が出ているところです。こうした状況の中、どのくらい滞納に対する改善がなされているのか、この意見の後、特別な対策を講じたのかをお伺いしたいです。

【教育庁財務課】

特別に新しい対策ということではないですが、債券回収業者に委託したことにより、10年以上滞納していた方から回収を行うことができたということはありません。

【委員】

実績としてはどのくらいの効果があるのですか。

【教育庁財務課】

委託した額が約4,000万円ですが、そのうち約800万円を回収することができました。

【委員】

回収について、業者委託以外で考えられる方策はあるのですか。

【教育庁財務課】

回収が困難な場合は、法的措置をとることになるのですが、こちらも難しい部分があります。借受者本人、連帯保証人、保証人の3名がおりますが、全員に資力がなかったり、お亡くなりになったりしないと、法的措置はとれないことになっており、なかなか進まない状況にあります。

【委員】

例えば、回収する時に保証人が亡くなった後、それを担保するために新たに保

証人をつけるとか、貸付けの段階で返済可能になるようにするなどの対応はないのですか。

【教育庁財務課】

保証人の方が自己破産などで保証できなくなった場合には、別の保証人を立てていただくこともありますが、それ以外で担保となるとなかなか難しい状況にあります。

【委員】

難しいという捉え方が私には理解できません。保証人の方が亡くなられて他の保証人をつけるということは法的にクリアできないのですか。

【教育庁財務課】

保証人の方が亡くなられた場合に別の保証人を立ててもらうことは法的にはできるのですが、もともと貸していた方が低所得世帯だということもあり、周りに保証人になってくれる人が多くないなどの問題もあります。

【委員】

そういう話ですと、これ以上は私も言いにくい面もありますが、今後滞納者を増やさない仕組みを検討していただきたいです。低所得者の方の救済は、とても大事なことではありますが、それが返済できないとなると、新たな精神的・金銭的な負担となると思われ、そうならない仕組みを何か考えていただけないかお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。

滞納金の問題は、学生支援機構においてもかなり苦慮されており、一種社会問題のようにもなっていますが、返してもらわないと次の人が借りられないこともありますので、難しい問題ではありますが、最初から難しいということではなく、一歩進んで検討していただきたいと思います。

他に御意見がなければ、次に進みます。事業番号 65「スクール・サポーター制度」についてお願いします。

【県警本部少年課】

このたび、「スクール・サポーター制度」について、1名の委員より御意見をいただきました。事業の概要説明と委員意見への回答をいたします。

スクール・サポーターは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保

などを業務としております。

また、非行問題等を抱える学校に対しても、要請があった場合にスクール・サポーターを派遣し、健全な学校経営の構築を支援します。活動内容は、対象生徒等に対する指導や助言、学校秩序の改善、学校内外の安全対策及び危機管理体制への助言・指導を行っています。元警察職員ということで、警察職員が行う非行防止教室や防犯教室の支援などの活動も行っています。

委員からの御意見ですが、「派遣要望に十分応じられていない状況は、一刻も早く解消する必要がある。」というものでした。昨年度の学校派遣が14校で、期間としては8.7ヶ月、派遣校については2名のスクール・サポーターを派遣しています。また、継続訪問が16校、延べ269回となっています。このような中、児童生徒の問題の複雑化等により派遣期間が長期化し、学校からの派遣要請に十分な対応ができていない状況があり、スクール・サポーターの増員が必要であると考えています。関係部局との調整を行って増員を目指しております。今後とも学校との連携を密にし、スクール・サポーター活動を推進してまいります。

【議長】

ありがとうございました。

委員の皆様、他に御意見はございますか。なければ、次は、事業番号106「青少年ネット被害防止対策事業」についてお願いします。

【県民生活・文化課】

このたび、青少年ネット被害防止対策事業について、2名の委員から御意見をいただきました。事業の概要説明と、委員意見への回答をいたします。

まず概要ですが、中学生、高校生などの青少年が、インターネットを利用する際、様々なトラブルに巻き込まれるケースが全国的に増加しています。ツイッターなどのSNS等によってネットいじめ、非行行為、犯罪の温床ともなり、青少年が被害者にも、加害者にもなる状況を生み出していることから、県では、平成23年度からネットパトロールを行い、青少年のネットトラブルの未然防止に努めております。

現在は、ツイッター、チャットなどを監視しています。監視方法としては、当課内にネット監視員2名を配置し、県内の原則すべての中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校等を対象に、児童生徒のSNSなどについて監視をしております。

「特に問題のある書き込み」を発見した場合は、学校、教育委員会、警察等へ緊急度に応じて連絡しています。関係機関に情報の提供をいたしまして、中学校、高校等で630校、小学校は試験的に120校について、ネットパトロール実施いたしました。

委員からいただきました、「本事業の実施結果のフィードバックを、学校や地

域で講演等により継続実施を期待している」という御意見につきまして、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした、インターネットの適正利用に係る講演では、前年度の結果や傾向、現在問題となっている最新情報をふまえて周知し、啓発しております。今後もネット被害を未然に防げる環境づくりに努めてまいります。

委員からいただきました、二つ目の御意見として、「ネットを通しての自殺、いじめ、犯罪等の防止において、ネット監視員の重要度の高まり、増員を含めた活動の推進」につきましては、担当課としても年間5,000人もの問題のある書き込みがあり、県だけの取組では十分ではありません。そのため、市町村にも独自にネットパトロールを実施してもらうことが効果的であるとして、ネットパトロール実施マニュアルを昨年度作成し、関係機関に配付し、ノウハウの普及を図りました。現在は9市町村において独自でネットパトロールを行っていますが、今後進展していくよう、県としても支援をしてまいります。

【議長】

こちらについて、委員の皆様から御質問・御意見等ありますでしょうか。

ないようでしたら、番号を戻りまして、事業番号26「さわやかちば県民プラザ交流事業」についてお願いします。

【教育庁生涯学習課】

このたび、「さわやかちば県民プラザ交流事業」について、1名の委員より御意見をいただきました。事業の概要説明と委員意見への回答をいたします。

まず、概要ですが、さわやかちば県民プラザは、既に御存じの方もおられるかと思いますが、県の生涯学習推進の中核の施設とし、千葉県柏市柏の葉に位置しており、生涯学習や芸術文化に関する様々な事業を実施しております。その中の当該交流事業ですが、体験活動・ボランティア活動の推進を目的として、各種イベントを実施しています。

委員から御意見がありましたボランティアに関するもののほか、若者の自由な発想による街づくりを目的とした「ヤングパワームーブメント」や、その小学生版で小学生に様々なイベントに関わってもらおうということで、子どもたちの育成を図っている「子どもチャレンジプロジェクト」を実施しているところです。具体的な参加人数等につきましては評価シートに記載しています。その他、ボランティアに関しては、体験活動・ボランティア活動に関する相談、普及・啓発に関する支援を目的とした「千葉県体験活動・ボランティア活動支援センター」の運営がメインとなりますが、その他御質問のありましたボランティア関連の講座として「高校生のためのボランティア体験講座」、「体験活動ボランティア講座」(入門講座・実践講座・スキルアップ講座)があります。

委員から御質問がございました、「体験活動ボランティア講座の参加者が少な

かった原因はどこにあるか。」ということですが、色々アンケートを取りながら内容の改善に努めているところですが、大きく観点としては、県民のニーズ、周知方法、開催場所等を検討していく必要があると考えております。

昨年度は、特に入門講座については、人数がかなり少なかったのですが、内容としては介護ボランティアでした。

本年度は、オリパラ関連のボランティアを意識した内容としたところ、昨年度の倍以上の28名の参加があったところです。引き続き、県民のニーズを考えていく必要があると思っております。

次に、周知方法ですが、様々なメディア等を使って実施しているところですが、周知期間を十分とる必要があるということで、実践講座は周知期間が若干短かったように考えています。

また、開催場所ですが、柏の葉が東葛地域に位置しておりますので、そこだけで開催するよりも、他地区でも開催した方がよいということで、「高校生のためのボランティア体験講座」については、本年度、東金青年の家での実施をしたところです。

今後も、アンケートの結果や本日の会議でいただく意見等を踏まえ、より多くの方に参加していただけるような内容を目指していきたいと考えています。

【議長】

ありがとうございました。委員の皆様から御質問や御意見等ありますでしょうか。

それでは、これで皆様から御意見をいただきました9事業について意見交換が終了したところですが、全体を通して御意見がございましたらお願いします。

本日意見交換を行った9事業に留まらず、委員の皆様から幅広い事業について御意見をいただいておりますので、各担当課におかれまして御意見を確認いただき、今後の事業展開に生かしていただきたいと思っておりますのでお願いします。

～ 議事（2）第3次千葉県青少年総合プランの進行管理・評価の方法について ～

【議長】

続きまして議事（2）にまいります。第3次千葉県青少年総合プランの進行管理・評価の方法について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第3次プランの策定にあたりましては、沢山の御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで3月に完成し、今年度から第3次プランがスタートしたところですが、評価につきましては、年度終了後に行いますので、実質来年度からの開始となります。本日は、第3次プランの進行管理・評価につ

いて、具体的な進め方について御検討をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

関係資料は、資料 2-1 と資料 2-2 になりますが、最初に、第 3 次プランの特徴について、簡単に御説明させていただきますので、第 3 次プランの概要版をお開きください。

まず、第 3 次プランの概要でございますが、基本的には 2 次プランを継承しておりますが、変更点といたしましては、国の大綱の改訂サイクル等を踏まえ、計画期間が、これまでの 3 年から 5 年になっております。

次に、施策の展開部分でございますが、3 つの柱、6 つの基本目標、14 の基本方策となっております。2 次プランまでは、3 つの柱、6 つの基本目標、12 の基本方策でしたが、特に、不登校やひきこもりをはじめ様々な困難を有する子ども・若者に総合的な支援を行うための体制づくりを推進するため、方策⑤を新たに設けました。また、子ども・若者が事件や事故に巻き込まれることを防止するための施策の充実や急速に進展する情報化社会への対応としてインターネット被害防止対策等に係る施策を強化するため、方策⑫と⑬は 2 次プランまでは一つの方策となっておりましたが、二つに分けております。

また、主な施策についても、子ども・若者をめぐる環境の変化等を踏まえ、6 つの新規施策を盛り込んでいます。

次に推進体制ですが、裏面をご覧ください。本プランの推進にあたっては、庁内 43 所属からなる「千葉県青少年総合対策本部」が中心となって、関連施策を総合的に推進してまいります。その状況は当協議会に報告させていただき、御意見や助言をいただき、施策の一層の推進に努めます。また、市町村や青少年育成団体等と連携・協力を行うとともに、従来から設置している「千葉県子ども・若者支援協議会」に加え、「(仮称)千葉県青少年健全育成県民会議」を新たに設置し、各会議における検討を施策の推進に反映します。

また、進行管理・評価につきましては、毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。また、進捗状況等については、当協議会からの御意見を聴き適正な進行管理に努めると共に、県民に結果を公表することになってまいります。ここまでの、プラン策定時に検討し、決定している内容ですが、本日は、その具体的な進め方について、御検討をお願いしたいと考えています。資料 2-1 が事務局案となっておりますので、ご覧ください。

第 3 次プランにおける進行管理・評価ですが、従来から実施しております、(1) 関連事業の進行管理と (3) 評価に加えまして、(2) として、3 次プランから新たに設けました、関連指標 (数値目標) の進捗管理を実施していきたいと考えています。(1) から (3) の進め方について、説明させていただきます。

(1) 関連事業の進行管理につきましては、2 次プランと同様に全事業について当該年度の実施計画と前年度の実施結果を一覧表にまとめ、ホームページで公表したいと考えています。資料 2-2 が、3 次プランの全事業をまとめたものとな

っています。全部で144事業ございまして、2次プランの114事業に比べると大幅に増えています。新規の欄に星印がついているものが新規事業となっています。最初のページですと、事業番号8「福祉教育の推進」や事業番号10「オリンピック・パラリンピック文化プログラムを契機とした千葉の文化力向上事業」が新規事業となります。新規事業は、今年度から新たにスタートした事業のほか、以前から実施していた事業でも、本プランに掲載するのは初めてというものもあります。また、これまでは、年度ごと計画と結果を入れて完結するという形で公表しておりましたが、進行管理を行う際の様式を一部変更し、本日お配りしているとおり、3年間の推移をみることもできるものと思っております。今回はスタート年のため、今年度の計画のみが入っておりますが、来年度ですと、30年度の実施結果と31年度の実施予定を入れる、再来年度には、30年度と31年度の実施結果、32年度の実施計画を入れるという形で3枠を活用していきたいと思っております。

次に(2) 関連指標(数値目標)の進捗管理についてですが、3次プランから新たに基本方策ごとに数値目標を設けましたので、その進捗状況を毎年整理し、公表したいと考えています。関連指標の一覧は、本資料の5ページ、6ページにございますのでご覧ください。方策ごとに、現在、目標項目と目標、基準年の状況を記載しておりますが、毎年当該年度の結果を書き入れていくとともに、達成状況の欄に、目標を達成していれば「達成」、基準年より上向きであれば「改善傾向」、基準年から横ばいであれば「横ばい」、基準年より下向きであれば「悪化傾向」と記載していきたいと考えています。

最後に(3) 評価についてですが、1次プランと2次プランを継承し、青少年問題協議会における外部評価を取り入れた内容を考えています。詳細は、2ページをご覧ください。2次プランと同様に評価対象事業をある程度絞り込んだ上で、事業担当課が評価シートを作成し(まず自己評価を行い)、それについて当協議会の委員の皆様から御意見いただくとともに意見交換を実施するという形で外部評価をいただき、事業の改善や次年度事業に活かすという形です。この形をとった場合に、検討が必要になるのは、外部評価の対象とする重点事業をどう決めるかという点です。2次プランでは、6つの重点方策に掲載されている事業(平成29年度は68事業)を重点事業としてまいりましたが、3次プランでは、方策横断的な推進が必要だと考え、重点方策を設けていません。そのため、重点方策にぶらさがる事業を重点事業とするという方法はとることができません。そこで、一定の選定基準により、全事業(14方策)の中から30事業程度を選びたいと考えています。選定の基準は、1ページの下段の四角の枠の中に記載しております。一つ目が、関連指標(数値指標)の進捗に特に関連する事業、二つ目が法律や制度の変更が予定されているもしくは大きな社会的な問題に関連する事業、三つ目が、その他青少年施策の推進にあたり核となる事業です。

これらの基準で選定した事業が、3ページにございますので、ご覧ください。

各方策、少なくとも一つは選定し、関連指標の進捗に特に関係する事業には、丸をつけています。これから 32 事業については、当課で選定の後、5 月 29 日に実施した青少年総合対策本部連絡員会議において庁内関係課にご確認いただいているものとなっています。2 次プランから 3 次プランになり関連事業の数が全体として増えている中で、外部評価の対象事業を減らすのはどうかという御意見もあろうかと思いますが、これまでは重点方策にぶらさがってれば、事業の規模等に関係なく重点事業としてまいりましたが、先ほどの基準で重点事業を選定いたしますと、いずれもの事業も、規模や内容の面でかなり重いものとなる見込みであり、一つ一つの事業を丁寧にみていくという意味でも、30～35 事業程度が適当ではないかと考えています。

最後に 3 次プランの事業評価シートについて、これまでのものから一部変更を行いたいと考えており、御紹介させていただきます。6 ページをご覧ください。こちらが新事業評価シートの案となっています。7 ページに記入時のイメージとして、文字を入れたものがあります。また、8 ページが現行（2 次プラン）の評価シートとなっています。現行の評価シートとの大きな変更点は、二つありまして、一つ目は下から二段目となりますが、関連指標を入れられる欄を設け、当該事業に直結する指標がある場合には入れるようにしたいと考えています。このようにすることにより、事業の実施状況と指標の達成状況が一目でわかり、評価がスムーズに実施できると考えました。二つ目は「4 委員意見」の欄の後に「5 担当課回答」の欄を設けたいと考えています。

これまでは、委員の皆様よりいただいた御意見は、別のシートにまとめて公表するという形をとっておりましたが、要旨をまとめ、本シートに記載し、このシート 1 枚で事業評価の全容が見える形としたいと思っております。事務局からの説明は、以上となります。

【議長】

ありがとうございました。

第 3 次プランの進行管理・評価について、新しく加えた部分を中心に御説明いただきました。

まず、進行管理につきまして、経年変化がとらえられるよう様式を変更したいということと、数値による評価を取り入れていきたいということ、また重点事業の絞り込み方法について絞り込みポリシーをつくって 30～35 事業程度に絞り込んでいきたいということ、また評価シートについても新たな工夫を凝らしていただいて数値による評価や委員意見をまとめて入れたいということでした。

委員の皆様いかがでしょうか。特に、数値による評価を導入いただいた部分につきましては、昨年までの委員の皆様の意見をしっかり反映いただき、よりブラッシュアップされたと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

（各委員了解）

ありがとうございました。それでは、お示しいただいた形で進めていただければと思います。

では、ここで議事は終了しまして、報告事項に移ります。

～ 報告事項 ～

【議長】

まず、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」についてお願いします。

【県民生活・文化課】

ライトハウスは、御存知のとおり灯台という意味です。悩んでいる方々の心の拠り所となることを目指して、このような通称をつけております。本相談センターは、子ども・若者育成支援推進法第13条の規定に基づき、県が平成24年7月に設置したものです。

業務内容ですが、毎週火曜日から日曜日までの午前10時から午後5時まで、概ね40歳未満の子ども・若者とその家族等からの電話相談、面接相談を受け付けております。ウェブサイトからは年中無休24時間受け付けております。ウェブサイトで受け付けた相談内容について、電話による相談を実施しています。相談センターで相談内容を傾聴し、適切な支援機関の紹介や、問題解決につながる方法を一緒に考えております。

また、適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者が、生活リズムを見直し、復学や適切な支援機関の利用など自立に向けて動き始められるようにする、若者を対象とした支援プログラムを実施しております。

配置する相談員ですが、概ね2年以上の相談業務経験を持つ者としておりまして、面接相談については、さらに、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント等の資格を持つ者を配置しております。

次にライトハウスちばの相談状況と実績について御説明いたします。平成29年度は、それまで電話とウェブ相談のみだったところに、面接相談を開始した影響があったと思われ、相談者総数1,313人と前年度と比較すると約1.8倍の数値となりました。平成29年度の主な相談内容は、「就職・仕事」「家族関係」「対人関係」「ひきこもり」が上位となっております。また、昨年度の主な御紹介先（つなぎ先）ですが、総件数が775件、そのうち行政機関が最も多く、続いて民間支援機関、医療機関となっております。

最後にお知らせですが、現在「ライトハウスちば」は、旧千葉県青少年女性会館の1階に設置しているのですが、今年10月に千葉県都町合同庁舎の4階に移転を予定しております。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）についてお願いします。

【県民生活・文化課】

29年度内閣府の調査では、高校生でスマートフォンを持っている人は約9割、そのうち1日2時間以上使用している人は80%ということで、青少年にとってネットはかなり身近で、体の一部くらいの状況になっています。

当課では、問題のある書き込みに対して、レベル1～3に分けており、レベル1は氏名・学校名・顔写真等の自分自身の個人情報の公開、レベル2は直接連絡が取れる状況にあるような自分自身の詳細な個人情報の公開、他人の個人情報の公開、ネットいじめにつながるような個人に特定した誹謗・中傷、自傷行為、暴力・問題行動、わいせつ表現、レベル3は、緊急性が高いものということで、刑事事件に関わるもの、自殺の書き込みがあるもの等となっており、これに関しては即時対応を依頼しているところです。

平成29年度は中学・高校・特別支援学校等あわせて630校について監視を行いました。問題のある書き込み人数の合計は4,812人となっており、前年度より増えてはいますが、レベル2, 3の特に問題のある書き込みについては減少傾向にあります。特に問題のある書き込みは、1人が複数回書き込むことがあるため、書き込み人数490人、書き込み件数661件と人数より件数の方が多くなっています。男女別でみると、全体では女子の方が多くなっていますが、レベル2, 3でみると男子の方が多い傾向となっています。学年別でみると高校1年生が最も多くなっており、高校生になってスマートフォンを持ち始め、スマートフォンを学校に持っていくことで触る機会が増えることが要因となっていると考えられます。また、高校に入って新たな人間関係がスタートすることにより、友達募集のために自分の連絡先をQRコードに変換してネット上に公開するというようなこともあります。その他の具体的な事例としては、飲酒・喫煙、公共の場で悪ふざけをしているもの、キス画像やわいせつ画像の添付などがあります。わいせつ画像に関しては、自画撮りの被害が問題になっているので、発見した場合は情報提供をして対応をお願いしています。

併せて当課では、インターネットの適正利用についての普及啓発講演を行っております。29年度は52回の講演を実施し、21,863人が参加しました。当課の職員2名でまわっており、現場の声を聞きながら事業に反映したいと思っております。

【議長】

ありがとうございました。ただ今の二つの報告事項に関して、委員の皆様から御意見や御質問があればお願いいたします。

【委員】

「ライトハウスちば」の活動については存じ上げているつもりですが、千葉県は広いので、遠くの地域の方が相談するのは難しいのではと考えられます。地域における協議会設置の状況と利用者の地域による偏りがあるのかどうか、また、偏りがあるようであれば何か対応を考えているかどうかを教えてください。

【県民生活・文化課】

協議会の設置につきましては、千葉県では県と千葉市のみとなっており、市町村における設置は進んでいない状況です。

地域別の「ライトハウスちば」の相談状況につきましては、電話やウェブについては県内全域から受理しておりますが、昨年度より開始しました面接相談については、遠くの方は利用しにくいというところもありますので、その点については今後検討していく必要があると思っております。

【議長】

電話、ウェブで受け付けていただいているので、最初の段階としてはどの地域からも手が届く形になっていると思いますが、面接相談となると難しい面もあるというお話でしたので、市町村とも協力して長期的に検討を進めていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

インターネット適正利用に関する講演については、県、市町村で実施しております。また、市川市では少年センターにおいて、職員が各小学校、中学校などに出向いて、サイバー犯罪やインターネット被害防止の啓発講演を行っております。

また、市川市少年センターでは、ネットパトロールを実施しており、私たち補導員も9月からセンターの職員の指導を受けながらネットパトロールを実施する準備をしているところです。

補導員が地域でパトロールする中で、子どもを見かける機会が少なくなっています。そうした中で、スマートフォンの利用や家でのインターネット利用により、子どもたちがサイバー犯罪等の被害者、加害者になりうることを常に意識するよう指導していかなければならないと思っております。県には、補導員が2,000人近くおりますので、こうした活動にも取り組んでいけたらと考えております。

【議長】

ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

ないようであれば報告事項についてはこれで終了します。

～ その他 ～

【議長】

その他について何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

事業の評価についてですが、たくさんの事業がある中で、予算面を見ると0円～何十億円という予算の事業があります。予算の大きい事業がどんなものか見てみたところ、「市町村が実施する事業に補助をした。」の1行の説明のものがあ
り、そのような場合、事業の内容がわからないので、どこを評価したらいいのか
わからないのですが、補助をしたということについてのみ評価をすればよろしい
のでしょうか。

【事務局】

評価シートの実施結果の欄に、事業内容を丁寧に記載することで、改善が図ら
れるかと思いますので、その方向で検討させていただきます。

【議長】

見やすさを考えて、評価シートを1枚にまとめるということで、書き込みを増
やすのは難しい面もあろうかとは思いますが、検討をよろしくお願いします。

その他に全体を通して何か御意見がある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、事務局にお返しします。皆様ありがとうございました。

【司会】

貞廣会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、「平成30年度第1回千葉県青少年問題協議会」を閉会させ
ていただきます。皆様ありがとうございました。

平成30年8月28日

千葉県青少年問題協議会